

規則

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十三号

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第九号中「第四条第二項」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「第二十五条の十一第二項」を「第二十五条の二十三第二項」に改める。

様式第五号（一）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第五号（二）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第六号（一）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第六号（二）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第七号（一）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第七号（二）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第七号（三）から様式第九号（一）までの規定中「あて先」を「宛先」に改

め、「㊦」を削る。

様式第九号（二）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第九号（三）から様式第十四号（二）までの規定中「あて先」を「宛先」に

改め、「㊦」を削る。

様式第十六号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県環境影響評価条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。